

令和4年度 糸島市商工会プレミアム付【電子商品券】事業加盟店舗募集要領

1 発行の目的

地域内消費を喚起し、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援すると共に、キャッシュレス決済の普及を目的として、プレミアム付商品券【電子版】を販売する。

2 商品券について

- (1) 名称 「いとしまPay」
糸島市商工会プレミアム付電子商品券(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 糸島市商工会
- (3) 発行額 2億4,000万円(プレミアム分4,000万円含む)
- (4) 発行部数 20,000セット
- (5) 販売価格 1セット10,000円
※プレミアム分は20%(1セット2,000円分)
※全加盟店舗共通券*1:5,000円分、中小加盟店舗専用券*
2:7,000円分のセットで販売
(中小加盟店舗専用券は売り場等の面積が500㎡以下の店舗でのみ使用できます。)
- (6) 購入限度 1人当たり最大10セットまで
- (7) 申込期間 令和4年7月1日9時から令和4年7月31日まで
※発行部数を超える予約があった場合には、抽選にて購入者を決定
※申込キャンセルや予約申込が発行額に達しなかった場合は先着順にて販売
- (8) 使用期間 令和4年8月1日9時から令和5年1月31日まで
- (9) 販売対象者 制限なし
※但し、申込・利用についてはスマートフォンが必要。
- (10) 販売方法 スマートフォンで専用アプリ等から申し込んでもらう。当選者には、全国のコンビニで入金し、商品券を購入頂く

*1 全加盟店舗共通券・・・大型加盟店舗、中小規模加盟店舗両方で使用できる商品券

*2 中小加盟店舗専用券・・・**中小規模加盟店舗のみ**で使用できる商品券

3 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- (2) 商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入及び事業用資産のリフォーム
- (5) 国や地方自治体への支払い

- (6) 債務の支払い（電気、ガス、水道料金、振込手数料等）
- (7) 土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品含む）

4 加盟店舗の登録資格

糸島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、糸島市内の店舗、事務所等に限り加盟店舗として登録できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記「3 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5 加盟店舗の責務等

- (1) 加盟店舗であることが明確になるよう、ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 決済時には、お客様のアプリの決済完了画面にて、確実に決済が完了していることをご確認ください。
- (3) 決済時に利用するQRコードは、汚損などに注意して下さい。
*汚損などにより読み取れなくなった場合には、店舗管理画面から印刷して領してください。
- (4) 国が示す業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参考に新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを実施してください。

6 加盟店舗登録手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、商工会のHPの申込フォームに登録申込を行っていただくか、若しくは「加盟店舗登録申請書」に必要事項を記入し、下記の提出先へ郵送または直接持参してください。※登録手数料は不要

提出先：糸島市商工会 福岡県糸島市前原北1丁目1-1

(2) 申請期間 受付期間：令和4年4月12日から令和4年6月15日まで

その後も随時申請を受付けますが、利用開始時のアプリ等への掲載が間に合わない場合があります。

(4) 申請後の審査

申請のあった事業者は、糸島市商工会の審査を経て、加盟店舗として登録します。

(5) その他

- ① 糸島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等については、個別のテナントごとに申請してください。
- ③ 決済用のQRコードなど必要なものは、店舗様向け管理画面説明会（7月予定）にて配布いたします。

7 換金について ※決済事業者との協議により締日等が変更になる場合があります

(1) 換金方法及び入金までの日数

毎週月曜日0時に未換金分を自動集計し、全加盟店舗共通券、中小加盟店舗専用券の合計未換金分が1万円以上の場合には、未換金分を、原則3営業日後に、指定された口座に、糸島市商工会から自動的に振り込みます。また、各月の最終締日時点の未換金残高は原則3営業日後に全て支払います。なお、未換金分及び換金状況については、店舗ごとの店舗管理画面にて確認可能です。

(2) 換金期間 令和4年8月8日（月）から令和5年2月6日（月）まで

*2月6日0時締めで2月9日振り込みについては、最終清算するため、未換金分全てを振込みます。

8 加盟店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 その他留意事項

- (1) 「募集要領」に記載されていない事項は、糸島市商工会へお問い合わせください。
- (2) 加盟店舗情報（店舗名称、所在地、業種等）は、6月15日までに申請された場合は、アプリダウンロード開始時（6月30日予定）にアプリの加盟店舗一覧表に掲載します。6月16日以降に登録した店舗は、随時、アプリの加盟店舗一覧表及び公式サイトに掲載いたします。

< 申込先及び問い合わせ先 >

申込先・問い合わせ先：糸島市商工会 電話 092-322-3535